

◎四十七番（宮下雅志君）県民連合の宮下雅志であります。

質問に先立ちまして、平成三十年七月豪雨、台風二十一号並びに北海道胆振東部地震によって亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。あわせて、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

以下、会派を代表して、通告に従って質問いたします。

初めに、知事の今後の県づくりに対する思いについてであります。

内堀知事は、平成二十六年十一月、知事に就任され、以来復興を着実に前進させるとともに、新たな成長分野を本県の次代を担う産業として育成するなど、「継往開来」の理念を揺るぎなく実践してこられました。また、常にチャレンジするという姿勢を持ち続け、「進取果敢」の理念を緩みなく実践し、この姿勢が今や福島県庁全体にも浸透してきており、知事の功績として高く評価するものであります。

さらに、知事は県内五十九市町村全てを毎年訪問し、現場の声を聞き、施策に反映させる取り組みを丁寧に行ってきたほか、国際会議への参加や諸外国訪問を通して国際社会の本県への理解促進に大きく貢献されております。また、トップセールスを積極的に展開されるなど、「現場主義」の理念を徹底して貫いてこられました。

間もなく知事の一期目の任期が終わろうとしております。この四年間、常に現場にあり続けた知事は、その体験を通して今後の県づくりに対してさまざまな思いを持たれたことと思います。

そこで、一期目の任期が終了するに当たり、現場主義の成果を踏まえた知事の今後の県づくりへの思いをお尋ねいたします。

次に、復興・創生に必要な財源の確保についてであります。

国が定めた十年間の復興期間も約二年半を残すのみとなりました。この間、

復興は着実に前進している一方で、廃炉や汚染水問題、避難者支援や帰還の問題、根強く残る風評など、本県の復興はまだ途上にあり、長く険しい道のりが続くものと考えられます。

そして、重要なことは復興計画や総合計画をこの二年半でどこまで実現させるかであり、実現できなかった積み残しの課題を復興・創生期間終了後の構想や県づくりの理念にどのように反映させていくかであります。

そして、今後も復興・創生の歩みをとめずに着実に前進させるためには、復興・創生期間内はもちろん、復興・創生期間後においても必要な財源を確実に確保することがさらに重要となります。

そこで、復興・創生に必要な財源の確保にどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

次に、県民に開かれた行政運営についてであります。

震災以降、課題が山積し、業務量も増大している中、複雑多様化している県民のニーズや課題に対応していくためには、県民の声をよく聞き、県民目線で物事を考え、丁寧に対応していく姿勢が重要であると考えます。しかし、「どこに相談したらよいかわからない」、「似たような事業がたくさんあってわかりにくい」などという県民の声を耳にすることがあります。

私は、できる限り丁寧でわかりやすく、県民に不便や負担をかけない対応を心がけるべきであり、それが行政サービスの基本ではないかと考えます。

そこで、県は県民目線の行政サービスの確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

知事部局における障がい者の雇用についてであります。

中央省庁や地方自治体などで障害者手帳を持たない職員などを水増しして報告していたことが明らかになり、大きな問題として報じられました。本県においても、ガイドラインの解釈の違いとはいえ、算入できない職員が

含まれていたことが明らかになり、さらにその後の再点検において不適切な取り扱いが新たに判明したことなどにより、法定雇用率が未達成であることが明らかになりました。今後は十分な確認を行うとともに、ガイドラインに沿った適切な対応により、法定雇用率の達成に向けて全力で取り組むよう強く求めるものであります。

本県では、これまで身体障がい者に係るフルタイムの正規職員及び任期付短時間勤務職員の採用に加えて知的障がい者や精神障がい者の採用も進めるなど障がい者の雇用に積極的に取り組んでおり、評価すべきものと考えます。

ここで問題になるのは、採用された障がい者がやりがいを持ってストレスなく仕事に打ち込める環境をいかに整備できるかということであり、施設やサポート体制の整備など、しっかりとした受け入れ態勢を構築することが重要になると考えます。

そこで、県は知事部局における障がい者の雇用にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、本県の防災対策についてであります。

近年の災害は、その規模や被害状況において、従来の災害とは比較できないほど深刻なものとなっています。これまで経験したことのない集中豪雨による土砂災害や洪水、巨大台風による猛烈な暴風雨や高潮など、建物の倒壊や道路、橋梁の損壊、電気、ガス、水道などライフラインの途絶にとどまらず、多数の死傷者が発生する命の危険が常につきまっております。

このような状況の中でまず考えなければならないのは、命を守る、生き残ることであり、防災体制もこの視点を重視して充実強化を図っていく必要があると考えます。

そこで、県は防災体制の充実強化にどのように取り組んでいくのかお尋ね

します。

災害からみずからの命を守るには、早目の避難が何よりも重要となります。そして、ちゅうちよなく行動するには、もしものときにどう行動するかを日ごろから考え、備えるという防災意識をしっかりと定着させることが重要であります。

県では昨年、県民みずからの防災意識の向上を目指す自助や地域コミュニティ内の助け合いによる共助の取り組みを促進するため、事前の備えや災害時の対応要領などをまとめた防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」を作成し、県内全ての世帯、学校に配布しました。

防災意識の高揚を図るツールとしてすぐれたものであると評価しますが、これをいかに浸透させ、実際の防災意識の高揚にどうつなげていくのかということが重要であると考えます。

そこで、県は防災ガイドブックを活用し、県民の防災意識の高揚にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

災害から命を守るためには、日ごろから防災意識をしっかりと持つこと、マニュアルに沿った訓練を徹底すること、そしていつどこで何が起きても冷静に考え、行動することができる判断力や行動力を養うことが重要となります。しかし、このような力はガイドブックを配布しただけで身につくものではなく、有効なプログラムに基づき、時間をかけて養成する必要があることから、学校教育の中で取り組むことが必要と考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における防災教育にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

さきの台風二十一号や北海道胆振東部地震では、多くの社会資本が被災し、生活面で多くの支障が生じました。本県においても、電柱の倒壊によって道路が通行不能となることで避難や救援活動に支障が生じることが危惧さ

れております。

このような中、国では道路法の一部を改正し、災害発生時の緊急輸送路の安全確保のため道路の占用を禁止し、または制限することができるとなり、平成二十八年四月から国が管理する道路において新たな電柱の占用が制限されたと聞いております。

日本は、他の先進国に比べて電線の地中化率が低くなっており、日本の都市は災害に弱いと言われていることを考えれば、当然の措置と言うことができます。本県においても、災害時の緊急輸送路の確保の視点から積極的に無電柱化に取り組むべきと考えます。

そこで、県は無電柱化による緊急輸送路の安全確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、原子力発電所事故の影響への対応についてであります。

平成二十九年度の本県農産物の海外への輸出量が過去最高を記録し、さらに国内においてもオンラインストア三社による販売が好調で、昨年度の売上高も十五億円を突破するなど、明るい話題は確実にふえてきております。しかしその一方で、国の農産物等流通実態調査によれば、本県産の農産物は全体として震災前の価格水準まで回復しておらず、消費者の一部には安全性に不安があるとの意見が根強く存在しております。

また、観光客の入り込みや教育旅行の誘致なども厳しい状況が続いており、外国人観光客に至っては他県との格差が大きく、いまだに風評の払拭には至っていないことを示しております。この風評を払拭していくためには、国内外へ向けた正確な情報発信が何より重要であります。

正確な情報発信は、多くの人に来てもらい、福島の今に触れ、理解を深めてもらうことが重要であることから、その受け皿となる市町村の実態を正確に把握し、観光誘客など交流人口の拡大にとってどのような支援が必要

かを見きわめ、県のリーダーシップのもと、しっかりと市町村と連携して対応することが重要と考えます。

そこで、県は風評払拭に向け、市町村とどのように連携していくのかお尋ねいたします。

次に、トリチウム水の処理についてであります。

国は、東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウム水の処理について海洋放出の方針を示しました。これに対し、富岡町、郡山市、東京都で公聴会が開かれ、多くの発言者が海洋放出に反対の意見を表明しました。

また、汚染水にトリチウム以外の核種が含まれていたことも明らかになりました。こうした状況の中で海洋放出に踏み切れば、風評を助長する結果となることは明らかであり、操業再開に向け必死に頑張ってきた本県の沿岸漁業に対し、取り返しのつかないダメージを与えることとなります。

国は、安易に海洋放出という手段を選択することなく、さらなる風評につながるような慎重に対応すべきであり、県においても国に対して強く働きかけを行うべきと考えます。

そこで、トリチウム水の処理に当たっては、さらなる風評被害につながるような国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、営業損害賠償についてであります。

避難指示区域外の商工業等の営業損害賠償については、平成二十七年八月以降の損害について、年間逸失利益の二倍相当額を一括して支払い、その後一括賠償額を超過した損害については、原発事故と相当因果関係が認められる場合に限り、事業者個々の請求内容に応じて支払うこととしております。

東京電力は、現在も風評があると認めているにもかかわらず、原発事故との相当因果関係が認められないとの理由から、かなり厳しい対応をとって

おります。追加賠償に至っては、約七百件の請求に対して賠償を認めただけがわずかに一件であり、この状況から多くの事業者が賠償請求を諦めるとも聞いております。

県は、相当因果関係を類型化し、情報として提供するなど、事業者に寄り添い、被害の実態に応じた賠償が確実になされるよう東京電力に対し強く求めるべきと考えます。

そこで、避難指示区域外の商工業等の営業損害について、被害の実態に応じて適切な賠償を行うよう東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

次に、県民の健康づくりについてであります。

震災後の長期にわたる避難生活や生活環境の変化などにより、県民の健康にさまざまな課題が生じております。心臓病や脳卒中などの動脈硬化症疾患の原因となるメタボリックシンドローム該当者の割合は、震災前の平成二十二年度は一五・二％で全国ワースト十四位であったものが震災後の平成二十五年度には一六・五％で全国ワースト三位と急速に悪化し、その後も改善が進まない状況にあります。

また、健康寿命についても、震災前の平成二十二年には男性が全国三十四位、女性が全国十六位であったものが震災後の平成二十五年には男性が全国四十一位、女性が全国三十五位と急速に悪化し、その後も震災前の水準を回復するに至っておりません。

このように、健康指標は短期間に悪化するものの、その改善には長い期間と努力を要するものであり、成果も見えにくいことから、県民自身の健康づくりに関する取り組み意欲を高め、これを長期間にわたって維持していくことが重要であると考えます。

そこで、知事は健康づくりに関する県民の意欲を高め、維持していくため、

どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、地域商工業への支援についてであります。

中小企業及び小規模事業者は、その活動を通して地域活力の根幹を担っております。平成二十六年度の小規模企業振興基本法の制定を機に小規模事業者の位置づけが明確になり、持続化補助金や経営発達支援事業など国の施策も充実してきております。

県もこれまで、経営指導員などの補助対象職員の配置について、震災からの復興のために人数を据え置いてきました。しかし、補助対象職員の設置基準は小規模事業者の数に応じて定められており、基準どおり配置するとすれば、事業者数が減少傾向にある中、職員数も削減されることとなり、地域経済の担い手である商工業者への影響が懸念されます。

また、放射能測定や風評払拭イベントなどの役割を担うために商工会などに配置されている復興支援員は震災からの復興にとって欠くことのできない存在であり、その設置目的が達成されるよう、国に対し継続配置や採用要件の緩和について求めていく必要があります。

今後は、地域の小規模事業者への支援、さらには地域活性化の推進に向けて、中小企業、特に小規模事業者への相談支援体制が弱体化することのないよう、地域の実情と小規模事業者の実態を踏まえた商工会等への支援体制の確保が求められております。

そこで、県は商工会等の組織体制の確保に向け、どのように支援していくのかお尋ねいたします。

次に、小規模事業者の金融支援についてであります。

地域活力の根幹を担う小規模事業者の経営が安定したものになるためには、県制度資金などによる金融支援が欠かせません。そして、現在の厳しい経営環境の中で小規模事業者の事業継続を支えるには、返済の負担を軽



減する長期、低利の融資制度や、短期間で借りかえができる柔軟な融資制度など、支援効果の高い新たな制度資金の開発も必要と考えます。

そこで、県は小規模事業者への金融支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、企業誘致を通じた県内中小企業の取引拡大についてであります。

県は、企業立地補助金を活用した企業誘致を積極的に展開し、平成二十九年の企業立地件数も前年を上回る七十五件となるなど、県内への企業の新增設が進んでおります。

この企業立地補助金は、県内の雇用を確保することとあわせて、新たに県内で事業展開を始める誘致企業と地元中小企業との取引関係の構築を目的として創設されました。

現在、地元中小企業においては、取引先との関係強化や新たな取引先の確保など、売り上げを確保することが経営上の課題となっており、この課題の解消のために、改めて企業立地補助金の創設の目的である地元企業との取引拡大を企業間のマッチングなどによつてさらに推進していくことが必要であると考えます。

そこで、県は企業誘致を通じた県内中小企業の取引拡大にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、農林水産業の振興についてであります。

ことしの夏は記録的な猛暑となり、本県の農業者は農作物の栽培管理に追われました。また、関西地方においては、大雨や台風などにより甚大な農業災害があったと聞いております。このような天候不順による農業災害は、今後も繰り返し起こり、常態化するのではないかという危機感を持っております。

本県は、広い県土を有し、中通り、浜通り、会津地方でそれぞれの気象条

件を生かしつつ特色ある農産物が生産され、国内有数の産地が幾つも形成されております。こうした本県の基幹産業である農業を持続的に発展させていくためには、今後も起こり得るさまざまな天候の変化に対し、安定した収量を確保できるよう対策を講じていくことが重要であると考えます。そこで、県は天候不順が続く中、農家経営の安定に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、主要農産物の優良種子の安定生産についてであります。

国は、本年四月に米や麦、大豆など主要農産物の優良種子の安定生産と普及を国の責任と定めた主要農作物種子法を廃止しました。これにより、将来的には種子の生産、普及事業に係る費用を都道府県の自主財源で賄わなければならなくなることから、優良種子の安定生産に影響が出ることが懸念されております。

このような状況の中、本県では福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱を制定して、優良種子の安定生産に揺るぎなく取り組んでいくことが示されました。揺るぎなく取り組む姿勢は高く評価しますが、厳しい状況が予想される中、今後は農業総合センターや種場の農家への支援などが後退しないよう取り組む必要があると考えます。

そこで、県は主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農産物の優良種子の安定生産をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

次に、農業人材育成に向けた福島大学食農学類との連携についてであります。

本県の農業・農村は、担い手の減少や高齢化、温暖化等の環境問題、TPPやEPAへの対応など全国共通の課題に加え、農産物価格水準の低迷や避難指示解除後の営農再開などの原子力災害被災県特有の課題も抱えております。

そのような中、これまで農学系の大学がなかった本県に福島大学食農学類の設置が認められました。福島大学食農学類は、人材養成を通じた社会貢献はもとより、革新的技術の開発による新たな付加価値の創造を通して地域貢献を果たすことを目的に掲げており、本県農業の復興再生に大いに貢献することが期待されております。県としても、この期待が現実の成果に結びつくよう、しっかりと連携を図っていくことが必要と考えます。

そこで、本県農業の再生を支える人材育成に向け、福島大学食農学類とどのように連携していくのか、県の考えをお尋ねいたします。

次に、農業高校におけるGAPの認証取得についてであります。

農業従事者の高齢化が進む本県農業の発展を図る上で、担い手の確保が重要な課題となっており、この点で農業高校の位置づけも非常に重要になってきております。しかし、農業高校卒業生の就農率は低く、就農意欲を高める取り組みが求められております。

一方、風評により価格が低迷する中、本県では農産物の安全・安心を広く消費者に伝え、理解促進を図るため、よりよい農業のあかしであるGAP認証取得を知事を先頭に県全体で推進しております。

私は、農業を学ぶ若者がGAP認証取得に向けて取り組むことは、農業経営の新たな魅力を発見することで就農意欲が高まることが期待できることから、担い手確保対策としても有効であると考えます。これまで県内農業高校では四校がJGAPの認証を取得したと聞いておりますが、今後は担い手の確保につながるよう取り組みを強化すべきと考えます。

そこで、県教育委員会は県立農業高校におけるGAP認証取得を通して農業を担う人材の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、水田農業の振興についてであります。

平成三十年産米から国による主食用米の生産数量目標の配分が廃止され、

農家のみずからの判断で米の作付ができるようになり、大幅増産による米価の下落を懸念する声が広がりました。

本年産米の作付動向は、主食米が昨年より増加する見込みであることが示され、作柄状況によっては本県が提示する生産数量の目安についても検討を迫られることとなります。

先日公表された本年産米の作柄状況は、本県がやや良であり、東日本では北海道を除き平年並みからやや良となっております。このまま豊作基調で推移すれば、米価が下がり、ひいては稲作農家の所得に影響することが懸念されます。

そこで、県は本年産米の全国の作柄状況を踏まえて、水田農業の振興にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、女性の活躍促進についてであります。

少子高齢化に伴い、労働力不足が深刻化することが予想される中、働く場での女性の活躍を推進するため、平成二十七年九月にいわゆる女性活躍推進法が施行されました。

この法律の基本原則には、仕事だけではなく、仕事と家庭の両立及びそれに関して本人の意思が尊重されるべきことが明記されており、まだまだ多くの課題はあるものの、この法律によって国や自治体、企業などの意識改革が進めば、男女共同参画社会実現への大きな一歩になるものと期待するところであります。

七月に公表された国の人口動態調査によると、本県における日本人の人口減少率は一・〇三%と、全国で六番目に高い数値でした。このように厳しい人口減少の中で本県が復興再生を実現するためには、多様な人材、とりわけ女性の活躍が不可欠であります。

県は、知事と経済団体を初めとするさまざまな分野の団体でふくしま女性

活躍応援会議を設立し、女性が活躍できる環境づくりに取り組んでいます。が、女性の活躍を一層促進するために、企業、団体のトップが意識を変え、働き方改革や女性人材の育成に取り組むことが重要となります。

そこで、県は女性の活躍促進にどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、教育を取り巻く課題についてであります。

さきに述べたとおり、障がい者の雇用に関し、本県においてもガイドラインの解釈の違いによる算定誤りが明らかになりました。特に教育庁においては、法定雇用率を達成していない状況が現在まで続いております。

教育現場である学校において、教員として就業することや受け入れ環境を整備することについて、多くの困難が伴うものであることは十分承知しております。その上で、教育委員会の法定雇用率二・四％の達成に向けて、さらなる雇用の拡大に取り組むことは、障がい者の雇用の場を確保することにとどまらず、児童生徒がノーマライゼーションの概念を肌で感じる機会となり、大いに意義のあることと考えます。

そこで、県教育委員会は障がい者雇用の推進にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、教員の多忙化解消への取り組みについてであります。

県教育委員会は、教職員が自己研さんや子供と向き合う時間を確保し、子供たちが安心して学べ、保護者が信頼して子供を預けられる環境づくりのために教職員多忙化解消アクションプランを策定し、本年四月から取り組みを始めました。プランにおいては、夏季休業中における学校閉庁日や部活動休養日の設定などの項目が示されましたが、多忙化の解消に向けた前向きな取り組みであると評価するものであります。

教育長は、六月議会の宗方保護議員の代表質問に対し、各学校の取り組み状

況を調査し、検証しながら進める旨、示されました。プランの進行管理は実効性を確保する上で大変重要であることから、半年が経過した現在、これまでの取り組みに対する徹底した検証を行い、その検証に基づき、しっかりと成果につながるよう、取り組みの強化を図る必要があると考えます。そこで、県教育委員会は教職員の多忙化解消に向け、アクションプランの推進にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

次に、幼児教育の無償化についてであります。

国において、この五月に幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化に関する検討会の報告がなされ、来年十月の消費税増税に伴って幼児教育の無償化が実施されることとなりました。詳しい内容についてはまだ公表されておりませんが、子育て支援策として非常に有効であり、子育て世代の経済的負担を大幅に軽減することから、少子化対策としても大いに期待できるものであります。

一方、この無償化によって保育に対するニーズがますます高まることが予想されており、現在でも大きな課題となっている待機児童問題がさらに深刻さを増すことが懸念されます。待機児童の解消を重要施策に位置づけて取り組んでいる本県にとっても少なからず影響が出ることが予想されることから、早目の対応が求められます。

そこで、幼児教育の無償化による保育の需要への影響について、県の考えをお尋ねいたします。

次に、なりすまし詐欺の防止についてであります。

なりすまし詐欺の被害状況について、県の発表によると、本年八月末現在で被害件数は七十八件、前年同期比で十八件増加しており、被害総額は一億一千五十一万円、前年同期比で二千五百六万円減少してはいるものの、被害金額はいまだに高い水準で推移しております。

また、最近ではなりすまし詐欺の手口として、有料サイト利用料金の支払いを名目とした架空請求詐欺が多発しており、金銭の支払い手口も口座への振り込み要求だけではなく、電子ギフト券等による支払いを要求するなど新たな手口も出てきております。

このように後を絶たないなりすまし詐欺の被害を防止するためには、県民に対し、より一層の注意喚起を図るとともに、具体的な詐欺の手口や被害防止のための対応策を周知していくことが何より重要になると考えます。と同時に、県警察のなりすまし詐欺撲滅のための一層の取り組み強化を期待するものであります。

そこで、なりすまし詐欺の被害を防止するための県警察の取り組みをお尋ねいたします。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

◎議長(吉田栄光君) 執行部の答弁を求めます。

(知事内堀雅雄君登壇)

◎知事(内堀雅雄君) 宮下議員の御質問にお答えいたします。

今後の県づくりへの思いについてであります。

私は、この四年間における現場主義の実践を通じて二つの成果があったと考えております。一つ目は、私自身が直接現地に赴き、熱意を持って聞く、あるいは伝えることで、人と人との信頼関係が生まれ、情報が正しく伝わり、思いを共有できたことでもあります。これにより、県民の皆さんや地域の多様な課題を把握し、国との交渉を進め、さまざまな施策として県政に反映することができたほか、国内外における風評払拭やトップセールスの成果に結びつけることができました。

もう一つは、県民の皆さんと接する中で数多くの復興に向けた熱い思いや未来への希望を感じさせる新たな胎動に触れたことでもあります。例えば本

県の若者たちは、震災や原発事故を通じて世界中の方々に支えてもらったという感謝の思いとふるさとの復興再生に向けた挑戦の意欲を強く抱くようになりました。「今度は自分が何か人の役に立ちたい」、「福島を変えるのは福島に住む私たちだ」といった言葉を自然体で語る彼らの姿は、私の胸に深い感銘を与えてくれました。この感謝の思いと挑戦の姿勢こそが福島の復興と創生を支える原動力になるものと私は確信しております。

未曾有の複合災害は、いまだ本県に暗い影を落としております。しかし、福島の宝である人の輝きはむしろ強さを増しております。私は、今後も現場主義を貫きながら、県民の皆さん一人一人の熱い思いや力を結集し、福島の未来を切り開くための挑戦を続けてまいいる覚悟であります。

次に、復興・創生に必要な財源の確保についてであります。

複合災害から七年半が経過する中、帰還困難区域において特定復興再生拠点区域復興再生計画が認定され、除染が始まったほか、原発事故対応の拠点となっていたJヴィレッジが再始動するなど、復興は着実に進んでいる一方で、被災者の生活再建、廃炉・汚染水対策、中間貯蔵施設整備の確実な実施、根強く残る風評と急速に進む風化など本県特有の課題が山積しており、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って復興に専念することができるよう、中長期的な観点に立った財源確保が不可欠であります。

このため、六月の政府要望や八月に開催された福島復興再生協議会等において、国に対し、県、市町村とともに復興のビジョン、構想を描き、復興の道筋を示せるよう必要な検討を進め、十分な財源及び体制を確保するよう強く訴えてきたところであります。

引き続き、復興・創生期間の残り二年半において目の前にある課題の一つ一つチャレンジし、復興を着実に前に進めながら、国が福島の復興に最後まで責任を果たすようしっかりと求めてまいります。



次に、健康づくりに関する県民の意欲を高め、維持していくための取り組みについてであります。

私は、大震災と原子力災害という未曾有の災害に見舞われ、健康不安や風評、人口の流出等のさまざまな課題を抱える本県において、県民の心身の健康増進を復興の大きな柱として位置づけております。

そのため、食、運動、社会参加を三本の柱に、食育活動の推進、健民アプリによる動機づけ、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所や老人クラブの社会活動への支援など、ライフステージに応じた健康づくりを積極的に進めてまいりました。

先月には、ふくしま健民アプリを更新し、県内の名所、旧跡を実際に歩くことでポイントを獲得するスタンプラリー機能を追加したところであります。今月、みずから健康的な食生活を実践し、メディアを中心に活躍されている方をふくしま健民プロジェクト大使に新たに加え、イベントなどさまざまな機会を捉えて健康づくりに関する情報を発信するとともに、通信カラオケ事業者と連携協定を締結し、曲の待ち時間に広報動画を配信するなど、県民が健康づくりの大切さに気づき、楽しみながら継続できるよう取り組みを拡充しているところであります。

今後はさらに、新聞紙面等を活用して健康知識を問うことで県民の健康への理解を深めるふくしま健民検定や健康づくりに積極的に取り組む事業所の認定、表彰を行うなど、健康づくりに関する県民の意欲を高め、維持していくことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

(総務部長井出孝利君登壇)

◎総務部長(井出孝利君)お答えいたします。

行政サービスの確保につきましては、これまでも各部局に県民の声担当主幹を配置するなど、県民広聴機能の充実を図りながら住民ニーズの把握に努めるとともに、課題に応じた部局連携体制を構築するため、プロジェクトチームや庁内連絡会議を設置するなど、変化する行政課題に対応してきたところであります。

今後とも不断に業務執行体制や執行方法を点検しながら、県民の視点に立った効果的で効率的な行政サービスの提供に努めてまいります。

次に、知事部局における障がい者の雇用につきましては、点字試験の導入や受験資格の見直しなど受験機会の拡大を図るとともに、平成二十八年度以降、知的障がい者や精神障がい者の採用を進めてきたところですが、一般障害者手帳の有無等を改めて確認した結果、法定雇用率を下回っていることが判明いたしました。

今後は、法定雇用率の達成に向けて、障がい者のさらなる採用や障がい者の特性に配慮した職場環境の整備にしっかりと取り組んでまいります。

次に、風評払拭に向けた市町村との連携につきましては、四月に改訂した風評・風化対策強化戦略において積極的な推進を掲げており、新たな取り組みとして、単独では対策を講じることが難しい市町村にも出展を呼びかけ、県内の道の駅や首都圏の大規模商業施設、主要駅などで観光情報や地元産品を初め復興等の取り組みを広くPRするタイアップイベントを開催しております。

さらに、来月から始まるふくしま秋・冬観光キャンペーンにおいて市町村とともにつくり上げた特別企画により誘客を促進していくなど、市町村との共働による連携を強めながら、さらなる風評の払拭に努めてまいります。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

防災体制につきましては、大規模災害時においても適切に災害応急対策を講じることができるよう、県総合防災訓練を初めとする各種訓練を繰り返し実施しながら、自衛隊や緊急消防援助隊などの防災関係機関等との連携の充実強化に努めております。

また、市町村長みずからの防災マネジメント能力を醸成する研修会を実施するほか、適時的確な避難情報のもとで住民が迅速かつ安全に避難できるよう、市町村の避難情報発令基準の策定を支援するなど、引き続き県民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に、防災ガイドブックの活用につきましては、今年度は学校における防災教育の充実を図るため、モデル校で防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」を教材とした授業を実施し、その様子をDVDにまとめて全ての小中学校に配布するとともに、日本赤十字社福島県支部の協力のもと、先月開催した親子で学ぶ防災セミナーや企業や自治会を対象とした防災講座などでもテキストとして使用し、県民の防災意識の高揚に取り組んでいくところであります。

今後とも教育委員会を初め関係機関と連携し、防災ガイドブックを有効に活用しながら、みずからの身はみずからが守るという意識の定着化へつなげてまいります。

次に、トリチウム水につきましては、その取り扱いについて現在国の小委員会で社会的影響も踏まえた議論が進められており、先月には、今後の検討を深めるため、広く国民から意見を聞く公聴会や意見募集が行われたところであります。

県といたしましては、これまでも国に対し、環境や風評への影響などを十分検討の上、議論をするよう求めており、引き続き国民から出されたさまざまな意見を踏まえ、慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

(生活環境部長大島幸一君登壇)

◎生活環境部長(大島幸一君) 答えいたします。

女性の活躍促進につきましては、これまでふくしま女性活躍応援会議と連携し、女性が活躍できる環境づくりに取り組んでおり、ふくしま女性活躍応援宣言には現在二百を超える企業、団体に御賛同いただいております。

先月には、企業、団体の経営者等を対象に、女性活躍や働き方改革、男性の家事、育児等への参画に関するシンポジウムを開催し、誰もが活躍できる職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスなどについて理解を深めたところでもあります。

引き続き、経営者等を対象に実例や具体的手法を学ぶ勉強会を開催するなど、女性活躍のさらなる促進を図ってまいります。

(商工労働部長橋本明良君登壇)

◎商工労働部長(橋本明良君) 答えいたします。

商工会等の組織体制の確保につきましては、これまでも経営指導員等の配置や資質向上、広域的な指導体制の整備を支援し、特に震災以降は復興支援員の配置や避難地域商工会等の経営指導員の増員など体制強化に取り組んでまいりました。

今後とも地域経済を担う小規模事業者の経営改善や地域活性化の推進など商工会等の機能が十分に発揮されるよう、地域の実情に応じた組織体制の確保に向け、しっかりと支援してまいります。

次に、小規模事業者への金融支援につきましては、これまでふくしま復興特別資金などの長期、低利な制度資金により資金繰りの安定を図ってきたほか、今年度から小規模企業支援資金の融資限度額の引き上げや保証料率の軽減などの見直しを行ってまいりました。

今後とも制度資金の十分な融資枠の確保や利用方法の周知のほか、事業者

のニーズを踏まえた利用しやすい制度への見直しを検討するなど、小規模事業者の実情に応じた金融支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、県内中小企業の取引拡大につきましては、産業振興センターによる取引のあっせんや企業の実情に応じた経営相談等を行うほか、ハイテクプラザによる巡回指導や依頼試験を通じ、県内企業の技術力向上を支援するとともに、県内に立地した国内を代表する自動車部品メーカーとの商談会を開催するなど、積極的に取引支援に努めてきたところであります。

今後とも、再生可能エネルギーやロボット、医療関連産業など各種展示、商談会への出展支援等を通じ、本県企業の高い技術力をアピールしながら、誘致した企業と県内中小企業の取引拡大を一層支援してまいります。

（農林水産部長佐竹 浩君登壇）

◎農林水産部長（佐竹 浩君）お答えいたします。

不順天候下における農家経営の安定につきましては、少雨、高温等の厳しい栽培環境においても生育を確保できる土づくり、気象条件に応じた農作物の栽培管理の徹底、パイプハウス等の施設化や温度、湿度等の自動制御装置、安定的な農業用水を確保するかん水施設等の整備支援、収量や品質を確保できる水稻やリンゴの新品種の開発に取り組んでおります。

また、農業災害の未然防止と被害軽減のための技術情報の発行、農業共済や農業経営収入保険制度の加入促進により、災害に強い農業経営の確立に積極的に取り組んでまいります。

次に、主要農作物の優良種子の安定生産につきましては、奨励品種の選定、水稻などの原種等の生産、種子の品質確保を図るための検査は、本県の農業振興と知的財産の戦略上、最も重要であると認識しております。

そのため、本年四月、主要農作物種子生産取扱基本要綱を制定し、引き続き農業総合センターが原種等を生産し、種子生産者への技術指導や生産機

械の導入支援などにより、品質の高い種子の安定供給に揺るぎなく取り組んでまいります。

次に、福島大学食農学類との連携につきましては、本県農林水産業の復興再生と持続的発展を担う人材の育成等を図る上で重要であると考えております。

そのため、農業総合センターにおける実習の受け入れ、地域農業に精通した職員による講義、アグリカレッジ福島との交流に加え、食農学類が地域課題の解決に取り組む実践講座の設置について、十年間で最大二億円を支援する債務負担行為を設定したいと考えております。

具体的には、有害鳥獣対策、農業経営の高度化の調査研究と地域人材育成をテーマとすることで福島大学と協議を進めており、引き続きしっかりと連携してまいります。

次に、水田農業の振興につきましては、産地みずからの経営判断により、需要に応じた多様な米づくりを進めることが重要であると考えております。

本年産米は全国的に豊作基調にあるため、安定した米価を維持していくためには、全国的な需給バランスに配慮した主食用米の生産に取り組む必要があります。

そのため、生産者団体と緊密に連携し、輸出用米など新規需要米の作付推進、水稻のトップブランド品種の開発、酒造好適米福島酒五十号の生産拡大、さらには園芸品目を取り入れた複合経営などにより、水田農業の持続的な振興にしっかりと取り組んでまいります。

（土木部長杉 明彦君登壇）

◎土木部長（杉 明彦君）お答えいたします。

無電柱化による緊急輸送路の安全確保につきましては、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に重要であると認識しております。

このため、緊急輸送路の現状等を踏まえ、電線管理者を初め関係機関と調整を図りながら、新たな電柱の設置を制限する手続を進め、災害時における緊急輸送路の安全確保にしっかりと取り組んでまいります。

（原子力損害対策担当理事安齋浩記君登壇）

◎原子力損害対策担当理事（安齋浩記君）お答えいたします。

避難指示区域外の商工業等の営業損害につきましては、これまで東京電力に対し、損害がある限り賠償を継続することを確認しており、原発事故との相当因果関係を類型化し公表するとともに、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、賠償を柔軟に行うよう繰り返し求めてきたところであります。

引き続き、商工団体等と連携しながら、原子力損害対策協議会の活動等、あらゆる機会を通し、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

（こども未来局長須藤浩光君登壇）

◎こども未来局長（須藤浩光君）お答えいたします。

幼児教育の無償化による保育の需要への影響につきましては、来年十月からの無償化実施により、新たな保育の需要が見込まれることから、これを踏まえ、必要な保育の受け皿を確保することが重要であります。

このため、市町村が来年度策定する第二期子ども・子育て支援事業計画においてその必要量を適正に見込むことができるよう助言するとともに、保育の受け皿についても、施設整備や認可を目指す認可外保育施設への支援のほか、保育士確保に向け、新卒者や潜在保育士に対する就労支援を行うなど、市町村と一体となつてしっかりと取り組んでまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

防災教育につきましては、児童生徒がさまざまな自然災害に対する危機意識を持ち、災害時には主体的に考え、判断し、行動できるようにすることが重要であると考えております。

このため、防災教育のモデル校に指定した小中学校三校において、風水害や火山噴火を想定した防災マップづくり、避難所を想定した図上演習などの公開授業を実施しているところであり、今年度末にはその成果をまとめた実践事例集を県内の公立小中学校に配布し、防災教育のより一層の推進に努めてまいりる考えであります。

次に、県立農業高校におけるGAP認証につきましては、これまで四校において米や野菜の認証を取得し、今後他の高校でも取得を目指しております。

また、今年度から本県生徒がGAP取得に取り組む他県の高校を訪問し、生徒同士のグループディスカッションや農業プラント等の見学を通して農業の魅力や可能性について意欲を新たにしているところであります。

今後は、GAPに対する理解を深め実践することにより、環境に配慮した安全・安心な農作物の生産技術や国際的な視点での経営感覚を身につかせ、本県農業の将来を担う有為な人材の育成に取り組んでまいります。

次に、障がい者の雇用につきましては、これまで教員採用試験において障がい者向けの特別選考を行い、実技試験の一部免除や手話通訳者の配置など受験しやすい環境づくりに努めてまいりましたが、受験者が少なく、雇用を十分に確保できない状況が続いております。

今後は、教員を目指す学生等に対して、障がいを持ちながら教鞭をとる教員の姿をPRするなど、受験者の確保に努めるとともに、学校事務においても、会計や資料作成などの業務に障がい者の配置をさらに進めるなどにより、障がい者の雇用の推進に取り組んでまいります。



次に、教職員の多忙化の解消につきましては、六月末に行ったアクションプランの進捗状況の調査において、中学校教諭の平日の在校時間が昨年度に比べ四十分短くなるなど、総じて勤務時間が減少傾向となっており、また学校閉庁日が全校で設定されるなど、一定の成果が見られたところであります。

今後は、プロジェクトチームにおいて調査結果を詳細に分析し、進捗状況に差のある取り組みについて学校の現状を確認するとともに、在校時間の短縮が進んでいる事例を紹介するなどして、市町村教育委員会と連携し、さらなる改善に努めてまいります。

（警察本部長向山喜浩君登壇）

◎警察本部長（向山喜浩君）お答えいたします。

なりすまし詐欺の防止につきましては、なりすまし詐欺の手口と被害防止対策をまとめたなりすまし詐欺被害防止ガイドを作成の上、広報啓発に活用しているほか、被害者の半数以上が高齢者である実態を踏まえ、高齢者の居住率が高い地区をなりすまし詐欺被害防止モデル地区に指定し、積極的に防犯講話を実施するなど、地域住民への注意喚起と啓発に努めております。

また、犯行に使用された銀行口座の凍結や携帯電話の解約を事業者に依頼するなど、犯行手段を無力化する対策のほか、預金通帳を不正に取得する口座詐欺など、なりすまし詐欺を助長する犯罪の検挙にも努めているところであります。

今後とも、なりすまし詐欺撲滅のため、一層の取り組み強化に努めてまいります。